

ZENSATO Monthly

全里マンスリー

2017 年 5 月号 VOL.89.

2017 年 5 月 10 日 (水) (公財) 全国里親会

乳児ボツリヌス症に関する注意喚起

先ごろ東京都において、乳児に離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことで、乳児ボツリヌス症による死亡事故がありました。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局では 4 月 11 日、1 歳未満の乳児には、蜂蜜を与えないよう「蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案に関する注意喚起について」児童福祉主管課宛の事務連絡を发出しております。

里親家庭においても、離乳食期の乳児の委託が多いことから十分注意してください。なお、離乳食として与えてはいけない食材もありますので、再確認をお願いします。

全国里親会が理事会を開催

平成 28 年度理事会 (第 11 回) が 3 月 15 日 (水)、全国里親会事務所において開催されました。

河内美舟会長からは、平成 29 年度事業については地域の里親会が、国や自治体の施策と相まって効果的な活動を促進していけるよう支援を行うこととして、「里親支援機関連絡協議会」などの設置を検討したいと挨拶がありました。

議題は、平成 29 年度の事業計画と予算案が提案され、公益目的事業として「里親制度に関する調査研究」「里親の育成事業」「里親制度の普及啓発に関する事業」「相談・支援事業」「災害を受けた里親及び児童等に対する支援」、またその他の事業として「厚生労働省への要望等」「関係機関・団体等との連絡調整」「日本フォスターケア研究会への協力」、収益事業として「里親賠償責任保険に関する事業」が提出され、いずれも原案通り了承されました。

平成 28 年度決算については、5 月 15 日 (月) に理事会を、6 月 2 日 (金) に評議員会を開催する予定です。

平成 29 年度の事業は、下記の通りです。

- ・里親制度に関する調査研究——里親委託の促進や里親の養育を支援するための方策などについて全国里親委託等推進委員会を設置して研究を行うもの。
- ・里親の育成事業——里親会活動による里親支援や里親会の活動の活性化、全国里親大会やブロック研修会の開催など。新たに、『全国の里母の集い研修会』を開催します。(8 月 26 日・27 日山口市)
- ・里親制度の普及啓発に関する事業——「里親だより」、「マンスリー」の刊行、ホームページの管理・充実など。
- ・全国里親会と各社会的養護関係機関との連携、ブロック長会議の開催など。
- ・災害を受けた里親や児童に対する支援——東日本大震災の被災児童に対する支援、その他大規模災害に対する支援。
- ・里親賠償責任保険——加入手続き、保険料の徴収・精算。

各里親会が行う里親支援事業

厚生労働省は、里親支援の業務を総合的に実施するため「里親支援事業実施要綱」を定め、4 月 1 日から実施しています。

この事業は、里親会や児童養護施設、NPO 法人などに対し、里親支援を適切に実施することができる者と認められた者に「里親支援機関」A 型として指定し、各事業を委託することができるとしています。

各里親会においてはこの指定を受けて、事業が適切に実施できるよう体制を整えておく必要があります。そのための事業を検討するための経費として全国里親会は地域の里親会に対して一定額の助成を行います。

厚生労働省から里親関係の各種通知が発出されました

4 月 1 日から改正児童福祉法本格施行に伴い、3 月 31 日付で下記の通知が発出されています。詳しくは『里親だより』(第 112 号 5 月 20 日発行)でお知らせします。

- ① 「里親制度運営要綱」の一部改正について
- ② 「里親委託ガイドライン」の一部改正について
- ③ 「養育里親研修制度の運営」の一部改正について
- ④ 養子縁組里親研修制度の運営について
- ⑤ 里親支援事業の実施について
- ⑥ 社会的養護自立支援事業等の実施について
- ⑦ 「児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム) の実施について」の一部改正について
- ⑧ 就学者自立生活援助事業実施要綱
- ⑨ 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付実施要綱」の一部改正について (次官通知)
- ⑩ 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」の一部改正について (局長通知)

第 12 回 新たな社会的養育のあり方に関する検討会

「第 12 回新たな社会的養育のあり方に関する検討会」が 4 月 21 日 (金)、厚生労働省において開催されました。今回の議題では、一時保護のあり方について議論されている、里親が行う一時保護についても検討されることとなります。

一時保護については、平成 27 年度末の一時保護総数は 17,801 人で、平成 23 年度末の 13,251 人を大きく上回っています。一時保護児童のうち里親に委託された児童数は 783 人 (12.6%) です。統計でみると、一時保護の里親利用については都道府県 (市) で大きなばらつきがあり、石川県や佐賀県などではゼロ。一方埼玉県などでは非常に多くなっています。一時保護の期間は児童養護施設 26.4 日、乳児院 36.5 日、里親は短く 16.7 日となっています。里親が一時保護を受ける場合の一時保護委託手当は、日額 4,040 円、児童の一般生活費は、1 日当たり 1,630 円が支弁されます。(29 年度は、それぞれアップされる予定。)